

玉野市地域防災計画
【災害対応マニュアル編】

新旧対照表

頁	修 正 前	修 正 後	修 正 理 由																																																														
12	災害時の体制 本部体制・配備体制 <table><tr><td>警戒 レベル</td><td>地震</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>3</td><td>震 度 4 及 び 震 度 5 弱 <u>(新規)</u></td><td>(略)</td></tr></table>	警戒 レベル	地震	(略)	(略)	(略)	(略)	3	震 度 4 及 び 震 度 5 弱 <u>(新規)</u>	(略)	災害時の体制 本部体制・配備体制 <table><tr><td>警戒 レベル</td><td>地震</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>3</td><td><u>・震度 4 及 び 震 度 5 弱</u> <u>・長周期地 震 動 階 級 3 又 は 4</u></td><td>(略)</td></tr></table>	警戒 レベル	地震	(略)	(略)	(略)	(略)	3	<u>・震度 4 及 び 震 度 5 弱</u> <u>・長周期地 震 動 階 級 3 又 は 4</u>	(略)	岡山県地域防災計画の 修正（配備体制基準の 追加）																																												
警戒 レベル	地震	(略)																																																															
(略)	(略)	(略)																																																															
3	震 度 4 及 び 震 度 5 弱 <u>(新規)</u>	(略)																																																															
警戒 レベル	地震	(略)																																																															
(略)	(略)	(略)																																																															
3	<u>・震度 4 及 び 震 度 5 弱</u> <u>・長周期地 震 動 階 級 3 又 は 4</u>	(略)																																																															
13	組織図 【市災害対策本部】 (略) 健康福祉部 部長：健康福祉部長 福祉政策班 長寿介護班 健康増進班 (略)	組織図 【市災害対策本部】 (略) 健康福祉部 部長：健康福祉部長 福祉政策班 長寿介護班 健康増進班 こどもみらい班 (略)	玉野市の組織改編に伴 う修正																																																														
14	人員体制 <table><tr><td>部名</td><td>部長/班名</td><td>準備体制</td><td>注意体制</td><td>警戒体制</td><td>非常体制</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td rowspan="4">(略)</td></tr><tr><td rowspan="3">健康福 祉部</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>健康増進班</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td><u>(新設)</u></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td></td></tr></table>	部名	部長/班名	準備体制	注意体制	警戒体制	非常体制	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	健康福 祉部	(略)	(略)	(略)	(略)	健康増進班				<u>(新設)</u>				(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		人員体制 <table><tr><td>部名</td><td>部長/班名</td><td>準備体制</td><td>注意体制</td><td>警戒体制</td><td>非常体制</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td rowspan="4">(略)</td></tr><tr><td rowspan="3">健康福 祉部</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>健康増進班</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td><u>こどもみら い班</u></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td></td></tr></table>	部名	部長/班名	準備体制	注意体制	警戒体制	非常体制	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	健康福 祉部	(略)	(略)	(略)	(略)	健康増進班				<u>こどもみら い班</u>				(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		玉野市の組織改編に伴 う修正
部名	部長/班名	準備体制	注意体制	警戒体制	非常体制																																																												
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																												
健康福 祉部	(略)	(略)	(略)	(略)																																																													
	健康増進班																																																																
	<u>(新設)</u>																																																																
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																													
部名	部長/班名	準備体制	注意体制	警戒体制	非常体制																																																												
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																												
健康福 祉部	(略)	(略)	(略)	(略)																																																													
	健康増進班																																																																
	<u>こどもみら い班</u>																																																																
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																													

頁	修 正 前			修 正 後			修 正 理 由
18	各部・班の分掌業務			各部・班の分掌業務			玉野市の組織改編に伴う修正
	部名	班名	分掌事務	部名	班名	分掌事務	
	健康福祉部	健康増進班	(略)	健康福祉部	健康増進班	(略)	
		総括責任者	6 被災地における母子保健、老人保健、精神保健、栄養指導及び歯科保健の実施指導に関すること。		総括責任者	6 被災地における老人保健、精神保健、栄養指導及び歯科保健の実施指導に関すること。	
		健康増進課長	(略)		健康増進課長	(略)	
		(新設)	(新設)		こどもみらい班 総括責任者 こどもみらい課長	1 被災地における母子保健に関すること。 2 所管施設の二次災害予防、被害調査並びに災害応急復旧に関すること。 3 健康福祉部他班への人的応援に關すること。	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
24	1 防災体制の確立			1 防災体制の確立			岡山県地域防災計画の修正（配備体制基準の追加）
	(略)			(略)			
	緊急初動班の配備			緊急初動班の配備			
	1	☐	緊急初動班の配備職員	1	☐	緊急初動班の配備職員	
			勤務時間外において、市内で震度4以上 の 地震が発生した場合、津波注意報、津波警報、南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は（巨大地震注意）が発表された場合、本庁舎又はあらかじめ指定された場所に自主参集する。			勤務時間外において、市内で震度4以上 又は長周期地震動階級4を観測する 地震が発生した場合、津波注意報、津波警報、南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は（巨大地震注意）が発表された場合、本庁舎又はあらかじめ指定された場所に自主参集する。	

頁	修 正 前				修 正 後				修 正 理 由
26	参考 1 防災体制の種別と基準				参考 1 防災体制の種別と基準				岡山県地域防災計画の修正（配備体制基準の追加）
	種別	時期	配備要員 (略)	配備基準 【地震・津波】 ●震度 4 又は 5 弱の地震が 市内で発生したとき。 <u>(新規)</u> ● (略) ● (略)	種別	時期	配備要員 (略)	配備基準 【地震・津波】 ●震度 4 又は 5 弱を観測する地震が市内で発生したとき。 ●長周期地震動階級 3 又は 4 が発表されたとき。 ● (略) ● (略)	
	非常体制	(略)	(略)	【風水害等】 (略) 【地震・津波】 ●震度 5 強以上の地震が市内で発生したとき。 ● (略) ● (略)	非常体制	(略)	(略)	【風水害等】 (略) 【地震・津波】 ●震度 5 強以上を観測する地震が市内で発生したとき。 ● (略) ● (略)	
27	参考 4 本部の設置基準				参考 4 本部の設置基準				岡山県地域防災計画の修正（配備体制基準の追加）
	●市災害対策本部は、次の場合に設置する。 1) ～ 5) (略) 6) 市内に震度 5 強以上の地震が発生したとき。 7) (略)				●市災害対策本部は、次の場合に設置する。 1) ～ 5) (略) 6) 市内で震度 5 強以上を観測する地震が発生したとき、大津波警報が発表されたとき又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。 7) (略)				

頁	修 正 前					修 正 後					修 正 理 由		
31～ 32	2 情報の収集・伝達					2 情報の収集・伝達					岡山県地域防災計画の 修正（表現の適正化）		
	(略)					(略)							
	被害状況等の報告					被害状況等の報告							
	1	☐	危機 管理部 消防 部	危機 管理 班 予 防 班	(略)	(略)	1	☐	危機 管理部 消防 部	危機 管理 班 予 防 班		(略)	(略)
	2	☐			震度5強以上 <u>の</u> 地震を覚知した場合には、第一報について消防庁に直接報告する。 （被害の有無を問わない。）	(略)	2	☐				震度5強以上 <u>を観測する</u> 地震を覚知した場合には、第一報について消防庁に直接報告する。 （被害の有無を問わない。）	(略)
3	☐	震度6弱以上の <u>地震</u> を覚知した場合には、速やかに行政機能の確保状況を確認し、「市町村行政機能チェックリスト」により県に報告する。			(略)	3	☐	震度6弱以上の <u>揺れ</u> を覚知した場合には、速やかに行政機能の確保状況を確認し、「市町村行政機能チェックリスト」により県に報告する。			(略)		
(略)					(略)								
33	1 災害広報					1 災害広報					表現の適正化		
	(略)					(略)							
	1	☐	(略)	(略)	(略)	(略)	1	☐	(略)	(略)		(略)	(略)
	2	☐			広報の際は、市ホームページ、 <u>ツイッター</u> 、フェイスブック、防災メルマガ、市LINE 公式アカウント、市防災行政無線など多様な手段を用いて行う。	(略)	2	☐				広報の際は、市ホームページ、 <u>X（旧ツイッター）</u> 、フェイスブック、防災メルマガ、市LINE 公式アカウント、市防災行政無線など多様な手段を用いて行う。	(略)
41	1 津波災害情報の伝達					1 津波災害情報の伝達					岡山県地域防災計画の 修正（表現の適正化）		
	(略)					(略)							
	1	☐	危機 管理部	危機 管理 班	強い揺れ（震度4 <u>程度</u> 以上） <u>又は</u> 長時間のゆっくりとした揺れにより避難が必要な場合 <u>や</u> 、津波警報等を覚知した場合、直ちに避難指示等を発令する。	(略)	1	☐	危機 管理部	危機 管理 班		強い揺れ（震度4以上） <u>若しくは</u> 長時間のゆっくりとした揺れにより避難が必要な場合 <u>又は</u> 津波警報等を覚知した場合、直ちに避難指示等を発令する。	(略)

頁	修 正 前	修 正 後	修 正 理 由
41	参考 18 津波警報、避難指示等の伝達方法 1) ～10) (略) <u>(新設)</u>	参考 18 津波警報、避難指示等の伝達方法 1) ～10) (略) <u>11) 津波フラッグ</u>	岡山県地域防災計画の修正(伝達手段の追加)
45	2 救護所の設置・救護班の編成 (略) 3 ☐ (略) (略) 4 ☐ 必要に応じて、地域災害保健医療調整本部に対し救護班の派遣を要請する。 5 ☐ 消防部 警防班 傷病者の発生状況等により、必要に応じて県災害保健医療調整本部に対してDMA Tの出動を要請する。	2 救護所の設置・救護班の編成 (略) 3 ☐ (略) (略) 4 ☐ 必要に応じて、地域災害保健医療福祉調整本部に対し救護班の派遣を要請する。 5 ☐ 消防部 警防班 傷病者の発生状況等により、必要に応じて県災害保健医療福祉調整本部に対してDMA Tの出動を要請する。	岡山県地域防災計画の修正(調整本部の改組)
45	4 傷病者搬送 (略) 3 ☐ 財政部 契約管理班 傷病者搬送用車両の確保について、県災害保健医療調整本部、地域災害保健医療調整本部又は消防本部から要請があった場合は、公用車の手配を行う。	4 傷病者搬送 (略) 3 ☐ 財政部 契約管理班 傷病者搬送用車両の確保について、県災害保健医療福祉調整本部、地域災害保健医療福祉調整本部又は消防本部から要請があった場合は、公用車の手配を行う。	岡山県地域防災計画の修正(調整本部の改組)